



茨城県報

第 1 6 8 7 号

平成17年 7 月11日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 救急告示病院の認定 (医療整備課) 1
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 1
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 2
- 定款変更の認可 (農村計画課) 3
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定 (出納第一課) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) 5
- 家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (3 件) (畜産課) 5
- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課) 6
- 開発行為の工事完了 (4 件) (建築指導課) 10
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 10
- 漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞 (茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所) 11

告 示

茨城県告示第858号

次の病院は、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の救急病院である。
なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成20年 7 月 7 日である。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
勝田病院	ひたちなか市中根字小砂5125- 2

茨城県告示第859号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、
同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工労働センターに到着するよう提出してください。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者の氏名

株式会社シゲウチ

代表取締役 戸 部 晃

(2) 住所

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊勢甚チェーン北茨城店

北茨城市磯原町磯原437-1 外

(2) 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 461台

(変更後) 447台

(3) 変更する年月日

平成17年 7 月20日

(4) 変更する理由

地主の都合による解約のため

3 届出年月日

平成17年 6 月24日

~~~~~  
**茨城県告示第860号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ並木店

土浦市並木 3 丁目 8 番地 1 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 2 項）

平成17年 3 月 7 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

(変更後) 開店時刻 午前 0 時

閉店時刻 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分～午前 0 時15分（一部午後 9 時）

(変更後) 24時間（一部午前 6 時～午後 9 時）

(3) 届出年月日

平成17年 2 月18日

2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土浦市     | ・騒音・夜間照明等で、隣接住民より苦情がないように願いたい。<br>・ゴミの散乱のないように充分配慮願いたい。<br>・ゴミは業者に委託するように願いたい。<br>・深夜営業にともなう駐車場開放について、安全対策・防犯対策を検討願いたい。（車上荒らし・暴走族集結防止など） |

茨城県告示第861号

平成17年 6 月20日付けで、久米土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第 30条第 2 項の規定により平成17年 7 月 1 日認可した。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第862号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第 5 条第 2 項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定年月日

平成17年 6 月29日

2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

日立市宮田町二丁目 6 番13号

株式会社 山内銃砲火薬店

代表取締役 山内 健司

---

## 公 告

---

### ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成17年 8 月15 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日

平成17年 6 月15日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ITいばらき

- 3 代表者の氏名

石 濱 寛 徳

- 4 主たる事務所の所在地

茨城県下妻市大字比毛42番地 1

- 5 定款に記載された目的

この法人は、下妻市を中心とした地域・住民に対し、ITに関する事業を行い、地域経済を活性化することを目的とする。

~~~~~

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成17年 8 月29 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日

平成17年 6 月29日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 NPOこすもす

- 3 代表者の氏名

篠 塚 司 郎

- 4 主たる事務所の所在地

茨城県西茨城郡友部町平町2057番地 3

- 5 定款に記載された目的

この法人は、介護保険で補えない高齢者、障害者、アルコール依存症者等を支援し、地域通貨の利用による交流や助け合い、高齢者同士でお互い助け合い補充し合う生きがい支援事業、少子化に伴う核家族化した家庭への子育て支援事業などを行い、もって、誰もが生き生きと暮らせる地域社会作りを図り広く公益に貢献することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成17年8月23日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年 6 月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城県南生活者ネット

（設立認証：平成16年 4 月28日，設立：平成16年 5 月11日）

3 代表者の氏名

松 原 卓 朗

4 主たる事務所の所在地

茨城県龍ヶ崎市川崎 5 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、生活者主権の理念を持って、まちづくり、環境保護、福祉などの活動を行う団体、グループ及び個人が、それぞれの活動を、相互に協力して活性化を図り、その活動の成果をより高めるための支援活動を行うほか、自ら各種の特定非営利活動を実践して、地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

●家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり届出があったので、同条第4項により公示する。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生羽数	発 生 場 所	発生年月日	転 帰
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	患 畜 疑似患畜	5 羽 24,624羽	水海道市	平成17年 6 月26日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

家畜伝染病の 種類	家畜の種類	患畜及び疑似 患畜の区分	発生羽数	発 生 場 所	発生年月日	転 帰
高病原性鳥 インフルエ ンザ	鶏	疑似患畜	20,290羽 23,557羽 16,011羽 39,991羽 24,126羽 合計 123,975羽	水海道市 " " " "	平成17年 6 月30日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

家畜伝染病の 種類	家畜の種類	患畜及び疑似 患畜の区分	発生羽数	発 生 場 所	発生年月日	転 帰
高病原性鳥 インフルエ ンザ	鶏	患 畜	5 羽	水海道市	平成17年 7 月 1 日	平成17年 6 月30日に発 生した疑似 患畜24,126 羽のうち 5 羽が患畜に 転帰

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

水戸・勝田都市計画風致地区の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成17年 7 月27日 午後 2 時00分	ひたちなか市 高場190番地 佐野公民館 1 階大会議室	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成17年 7 月20日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

風致地区

(2) 都市計画の内容

名 称	面 積
佐和稲田風致地区	約42ha

(3) 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

ひたちなか市 大字稲田 字老ノ塚, 字小ハサマ, 字仲ノ丸の各一部

大字佐和 字前原, 字番匠山, 字清水, 字ハサマ, 字高田, 字宮下, 字権現堂, 字白屋, 字篠根沢, 字孫目, 字孫目東, 字ウサキの各一部

大字高野 字柏野, 字長生田, 字井坪尻の各一部

(4) 案の作成理由

風致地区は、都市において自然的な要素に富んだ樹林地や水辺地等であって、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。

ひたちなか市では、近年急速に進行する緑の喪失に歯止めをかけ、市域に残る緑を保全して次代へ引き継ぐため、平成10年に「地域制緑地保全計画」を策定し、保全すべき緑地と保全の年次計画を定めた。

この計画に基づき、平成11年度に3地区、約42.2haを風致地区として都市計画決定したのをはじめ、平成16年度までに9地区、約289haの風致地区を都市計画決定してきたところである。

本案の佐和稲田地区は、面積が約42haで、ひたちなか市の最北端に位置する緑地帯である。この緑地帯は、常磐線以西の新川及び都市計画道路勝田停車場佐和線に沿った斜面林と平地林の一部であり、既成市街地にも近接することから、景観・防災等の観点からも貴重な存在である。

本地区内の樹林地には、常緑広葉樹のタブノキや落葉広葉樹のコナラ・クヌギの群落、スギ・ヒノキ等の森林群落が広く見られる。

また、本地区内には、最近では市域で見ることが少なくなったシュンランが自生するとともに、春にはヤマザクラ、エゴノキ等の花、秋には谷津田の稲穂と鮮やかなコントラストを呈するなど四季折々の変化に富んだ自然環境が保全されており、地域住民の散策の場としても親しまれている。

以上の理由から、当該地の良好な自然的景観を維持しつつ、緑豊かな潤いのある快適な都市環境を保全するため、本案のとおり風致地区を決定するものである。

3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4588

(2) ひたちなか市東石川 2-10-1

ひたちなか市都市整備部都市計画課

電話 029-273-0111 (内線1361)

別 掲

公 述 申 出 書

水戸・勝田都市計画の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 水戸・勝田都市計画風致地区の変更

公述申出人 住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

㊞

年 齢

歳

職 業

意見の要旨 別 紙

※ 「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ、意見の要旨を記載すること。



●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市旭台二丁目3670番，3671番

- 2 事業主の住所及び氏名

石岡市東光台四丁目12番 2 号

有限会社 桜住販

代表取締役 石 井 則 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市田宮 2 丁目55番 9

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都台東区浅草橋 2 丁目24番 7 号

株式会社 オプラン

代表取締役 太 田 晴 條

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市神田山字鹿野618番 8

- 2 事業主の住所及び氏名

坂東市神田山617番地の 3

伊 藤 和 子，伊 藤 あい子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑西市小川字前原1814番 2，同番 3

- 2 事業主の住所及び氏名

筑西市伊佐山152ー 1 パークサイド A101

小 山 太，小 山 政 子

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 408 号	平成17年 6 月29日	株式会社 西友不動産 代表取締役 三村 公司	西茨城郡友部町東平 町二丁目12番 8 号	西茨城郡友部町大字鯉 淵字十ノ割6527番45, 同番230, 同番233	メートル 6.05	メートル 105.96

~~~~~

●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（昭和43年茨城県規則第49号）第51条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県聴聞規則（平成 6 年茨城県規則第82号）第 9 条の規定により公告する。

平成17年 7 月11日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 別 井 一 栄

- 1 聴聞事項 霞ヶ浦北浦海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞
- 2 期 日 平成17年 7 月14日 (木)  
午後 1 時30分から午後 4 時30分まで
- 3 場 所 茨城県土浦市真鍋 5 丁目17番26号  
茨城県土浦合同庁舎 本庁舎 3 階 第 2 会議室

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)